石川県消費者基本計画(案)に対する パブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和7年2月26日(水)~令和7年3月18日(火) 2 寄せられたご意見 8件(2者(個人1、法人・団体1))

番	意見概略	左記に対する考え方
号		在記に対する方ん刀
第2章 消費者を取り巻く現状と課題		
	1 消費者を取り巻く環境の変化 (1)高齢化の進行	
1	【現状】の中に「SNSがきっかけとなる消費者トラブルの高年齢層への拡大が懸念されている」と入れて欲しい。 【対応】にP3の【対応】2つ目の〇(SNSに関する消費者教育や意識啓発の強化)を追加して欲しい。	ご意見いただいた点は参考とさせていただきますが、原文のままといたします。 P4の第2章1(3)「デジタル化の進展と電子商取引の拡大」の【課題】で、高齢者を含めた全世代における課題としてとらえており、【対応】の「情報提供、啓発」は高齢者を含む全世代を対象とするもの
	/4) 白般似中の海甘ル 夕敷ル	として記載しています。
	(4)自然災害の激甚化·多発化 」近年、災害に便乗した悪質な業者が暗躍している	→ 今後も関係団体・機関の方々と連携しながら、取
3	実態があり、「対応」に整理されている通り、「迅速かつ適切な情報提供や消費生活相談体制の充実を図る」ことについて賛同いたします。 なお、消費者への「情報提供」については、平時からの取組みがより重要であると考えており、当協会としても引き続き、協力してまいりたいと考えております。	ラ 後 も 関係 山 体・ (機関 の 力 々 と 連携 し な から 、 取 組 を 進 め て い き ま す 。
第3	- 章 消費者施策の基本方針	
	【基本方針2】消費者教育及び情報提供の充実	
	(1)消費者教育の推進	
4	「SNSリテラシーの推進」を入れて欲しい。	ご意見いただいた点は参考とさせていただきますが、原文のままといたします。 P42の第3章(1)⑦「デジタル化に対応できる消費者教育の推進」において対応していきます。
	①小・中・高等学校における取組	
	顔も知らない人とSNSすることの脅威を小中高校	ご意見については、関係部局と情報共有いたしま
5	の指導内容に入れて欲しい。	す。 いただいたご意見も参考に、取組を進めていきます。
6	「生徒の発達段階において、消費者トラブルに対応できる実践的な能力を育成する消費者教育が行われるよう学校現場を支援」していく方向性について賛同いたします。 当協会では、高等学校学習指導要領に基づいた「高校生向け金融教育副教材」を作成しており、高校教員が自ら授業を行っていただく「手引書」も用意しております。 これらの教材も是非、活用いただき、取組みを進めていただければと思います。	ご意見については、関係部局と情報共有いたします。 いただいたご意見も参考に、取組を進めていきます。
⑤高齢者への消費者教育の強化		
7	【具体的な施策】に「SNSリテラシーの推進」を追加する。 高齢年齢層も(小中高校と)おなじく、「顔を合わせてからSNSを開始する」という基本の徹底をお願いしたい。	ご意見いただいた点は参考とさせていただきますが、原文のままといたします。 P42の第3章(1)⑦「デジタル化に対応できる消費者教育の推進」の【具体的な施策】の中で、高齢者の方々への情報提供・啓発に取り組む旨記載しています。
	⑥若者への消費者教育の強化	「一一・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	【具体的な施策】に「SNSリテラシーの推進」を追加する。	ご意見いただいた点は参考とさせていただきますが、原文のままといたします。 P42の第3章(1)⑦「デジタル化に対応できる消費者教育の推進」の【具体的な施策】の中で、若い世代の方々への情報提供・啓発に取り組む旨記載しています。